

富士山登山鉄道構想検討会開催要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、富士山の環境保全や来訪者の安全対策の強化、世界遺産との整合性など、幅広い観点から富士山登山鉄道構想検討の参考とするため、有識者等から幅広く意見聴取することを目的として開催する富士山登山鉄道構想検討会（以下「検討会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 検討会において、県は、次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 富士山登山鉄道構想に係る調査・研究の進め方に関する事項
- (2) 富士山登山鉄道構想の基本的な考え方や方向性に関する事項
- (3) 富士山登山鉄道構想の実現可能性や波及効果等の検証に関する事項
- (4) その他必要な事項

(構成員)

第3条 検討会は、意見を求める事項に関して知識または経験を有する者のうちから、知事が依頼する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 検討会には、第2条の各号について詳細な意見聴取を行うため、理事会を置くこととし、委員のうちから、知事が依頼する者（以下「理事」という。）をもって構成する。

(会 議)

第4条 検討会の会議は、全ての委員をもって構成する総会及び全ての理事をもって構成する理事会とする。

- 2 検討会の会議は、知事が招集し、進行する。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させ、意見を求めることができる。

(総 会)

第5条 総会に会長を置く。

- 2 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

(理事会)

第6条 理事会に理事長を置く。

- 2 理事は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

(顧問)

第7条 知事は、検討会から聴取した意見のとりまとめに際して、必要な指導・助言を得るため、ふさわしいと判断される者を顧問として依頼することができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は知事政策局政策調査グループにおいて行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(富士山登山鉄道構想検討会設置要綱の廃止)

2 富士山登山鉄道構想検討会設置要綱(令和2年1月22日施行)は、廃止する。